

議 案 目 次

(令和4年5月18日提出)

議案 番号	件 名	備 考
1 1	気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	

議案第 1 1 号

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 1 8 日 提出

提出者	気仙沼市議会議員	村 上 佳 市
賛成者	同	千 葉 慶 人
同	同	三 浦 由 喜
同	同	秋 山 善治郎

提案理由

気仙沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の改正に準じ，所要の改正をするものである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は，この条例による改正後の気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第3項の規定にかかわらず，同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から，令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。

議案第11号資料

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 議員には，期末手当を支給する</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合は，6月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>，12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 同左</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合は，6月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>，12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>とする。</p>